

長崎県公共事業評価監視委員会運営要領

第1 目的

この要領は、長崎県政策評価条例（以下「条例」という。）第8条の規定に基づき設置した長崎県公共事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）の運営に関して、必要な事項を定めるものである。

第2 委員会の事務

1 再評価の審議

水産部、農林部、環境部及び土木部（以下「各事業実施主体」という。）が作成した別記1に該当する事業の対応方針（原案）について審議を行い、不適切な点又は改善すべき点があると認めた場合には、知事に対し意見書を提出するものとする。

なお、対応方針（原案）決定と各事業の審議方法の選定については、別記2によるものとする。

2 事後評価の審議

土木部が作成した別記3に該当する事業の対応方針（原案）について審議を行い、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性がある場合や、不適切な点又は改善すべき点があると認めた場合には、知事に対し意見書を提出するものとする。

第3 委員会審議

1 委員会への提出資料

- (1) 再評価対象事業数一覧（別記4）
- (2) 再評価対象事業位置図（別記5）
- (3) 再評価対象事業一覧表（別記6）
- (4) 各事業所管省庁において定める再評価実施要領細目に基づき作成した事業毎の再評価に係る個表資料
- (5) 事後評価対象事業位置図（別記5）
- (6) 事後評価対象事業一覧表（別記7）
- (7) 国土交通省において定める事後評価実施要領細目に基づき作成した事業毎の事後評価に係る個表資料
- (8) その他参考資料

2 都市計画の決定・変更の取扱

都市計画の決定又は変更が行われた事業については、前第2の1の「事業採択」並びに「着工準備の予算化」を「都市計画の決定又は変更」に読み替えることができるものとする。

3 河川整備計画の策定・変更の手続きによる取扱

河川事業・ダム事業については、河川整備計画の策定・変更の際、河川法に基づき、学識経験者、関係住民、地方公共団体の長の意見を聞くに当たって学識経験者等から構成される流域委員会等が設置される場合は、本委員会に代えて、当該流域委員会等において審議を行うものとし、その審議結果については、計画策定又は変更後、本委員会へ報告を行うものとする。

また、前第2の1に示す再評価の時期については、「事業採択」を「河川整備計画の策定又は変更」と読み替えることができるものとする。

4 対応方針（原案）の審議

各事業実施主体が作成した対応方針（原案）の委員会への審議依頼は、政策評価に関する基本方針（以下「基本方針」という。）第2の2の2-1（3）の規定に基づき、別記8によるものとし、委員会での説明は、原則として各事業の担当課長が行うものとする。

5 委員会審議のスケジュール

委員会審議のスケジュールは、原則として別記9に示すとおりとする。

6 詳細審議のための事業選定

委員会は、必要に応じて審議対象事業から詳細審議事業を選定し、現地調査等を実施するものとする。詳細審議事業の選定は、対応方針（原案）の説明後、委員会において決定するものとする。

7 次年度審議対象予定事業の報告

各事業実施主体は、次年度の審議対象予定事業を別記10の様式により、審議実施年度の前年度に各委員に報告するものとする。なお、委員の改選があった年度は、審議実施年度当初に報告するものとする。

添付資料は、別記4、5、11、12に示す様式によるものとする。

第4 委員会審議の公表等

1 審議結果の公表

委員会の審議結果及び議事録要旨等は、基本方針第2の4の規定に基づき、県民情報センターにおける縦覧、ホームページへの掲載、報道機関への発表等、県民が容易に公表内容を入手できる方法に努めるものとする。

なお、議事録要旨については、公表前に委員会の確認を得るものとする。

2 公表資料への質問等への対応

審議内容及び公表資料への質問がある場合には、事務局並びに各事業実施主体の担当課が対応するものとして、委員会並びに委員は、質問回答への責務を負わないものとする。

第5 委員会意見の尊重

1 委員会意見書の提出

基本方針第2の2の2 - 1(3)に規定する委員会から知事への意見書の提出は、別記13によるものとする。

2 対応方針の決定

各事業実施主体は、基本方針第2の3の規定に基づき、委員会審議の結果を最大限尊重して対応方針を決定し、当該事業の所管省庁に報告するものとする。

事務局は、対応方針をとりまとめるうえ、別記14により各委員へ報告するとともに、第4の1の方法により県民に公表するものとする。

なお、報告並びに公表資料は、別記15、16に示す様式によるものとする。

3 委員会意見に基づく改善措置

各事業実施主体は、委員会の意見に基づく改善措置等の状況について、別記17の様式により、原則として、意見提出がなされた次回の委員会で報告するものとする。

ただし、改善等の意見への対応として、経過状況の観察等が必要な場合には、対応策並びに改善効果が判断される時点を明示して、委員会へ報告するものとする。

第6 市町事業の審議

1 市町事業の審議依頼

市町における再評価対象事業については、別記18の様式により、当該市町長が知事へ依頼することにより、委員会の審議対象事業とするものとする。

また、当該市町長は、別記19の様式により、次年度審議対象事業を前年度に知事へ報告するものとする。

2 対応方針の決定

当該市町長は、委員会意見を最大限尊重して対応方針を決定し、その結果を別記20の様式により事務局に報告する。

事務局はとりまとめのうえ、各委員へ報告するものとする。

3 各事業担当課との連携調整

当該市町事業を指導・監督する各事業実施主体の担当課は、当該市町事業の対応方針（原案）の作成のための資料作成、委員会説明、現地調査等について、十分な連携調整並びに助言を行うものとする。

第7 委員会の委員

条例第9条に規定する委員は、次に掲げる各分野の専門家等のうちから、知事が任命するものとする。

- (1) 技術分野 (大学において土木工学又は建築工学関係を専門とする教授等)
- (2) 法律分野 (大学において法学関係を専門とする教授、又は弁護士等)
- (3) 経済分野 (大学において経済学関係を専門とする教授、又は経済分野の専門家等)
- (4) 環境分野 (大学において環境関係を専門とする教授等)
- (5) 地方自治分野 (地方自治に造詣が深い専門家等)
- (6) その他 (幅広く社会情勢に精通し、一般世論を代表しうると考えられる者)

なお、委員の選任においては、県が別に定める「付属機関等の設置及び運営に関する要綱」に基づくものとする。

第8 委員会の運営

1 委員会の招集

(1) 知事は、基本方針第2の7(1)の規定に基づき、委員長に対し委員会の開催依頼を別記21により要請するものとする。

(2) 委員長は、(1)の要請があった場合、別記22により委員会を招集するものとする。

ただし、委員の改選に伴い開催される初回の委員会については、別記23により知事が委員会を招集するものとする。

2 外部の専門家等の意見聴取

事業の特性に応じた判断や技術的判断のために、委員会の承認を得て、外部の専門家等の意見を聞くことができるものとする。

3 現地調査等の特例

審議対象事業の現地調査については、条例第11条第2項の「委員の半数以上が出席」は適用しないものとする。

4 各部担当課

各所管省庁の事業に係る庶務並びに資料等の取りまとめは、次の主管課が主体的に行うものとする。

- (1) 水産庁関係事業は、水産部漁港漁場課とする。
- (2) 農林水産省関係事業（水産庁関係事業と農業集落排水事業を除く）は、農林部農村整備課とする。
- (3) 農業集落排水事業と公共下水道事業は、環境部水環境対策課とする。
- (4) 国土交通省関係事業（公共下水道事業を除く）は、土木部建設企画課とする。

第9 その他

- 1 本運営要領に定めのない事項については、委員会と事務局が十分協議のうえ、別に定めるものとする。

第10 施行

- 1 本運営要領は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 本運営要領の施行に伴い、「長崎県公共事業評価監視委員会運営要領（平成23年4月17日施行）」は廃止する。

各所管省庁の再評価対象事業及び実施時期

区分	水産庁関係事業		農林水産省関係事業		林野庁関係事業		国土交通省関係事業	
	再評価対象事業	実施時期	再評価対象事業	実施時期	再評価対象事業	実施時期	再評価対象事業	実施時期
未着工	水産関係公共事業の事業評価実施要領の制定についての一部改正について (平成23年4月1日付 23水港第2395号 水産庁長官) (ただし、農山漁村地域整備交付金及び地域自主戦略交付金に係る事業については、水産関係公共事業に準じるものとする。)		農業農村整備事業等補助事業評価(期中・完了後)実施要領の一部改正について (平成22年9月21日付 22農振第1248号 生産局長 農村振興局長)		林野公共事業の事業評価実施要領 (平成12年3月13日付 12林整計第73号 林野庁長官) 最終改正：平成22年11月30日		国土交通省所管公共事業の事業評価実施要領の改定について (平成23年4月1日付国官総第367号の2 国官技第422号の2 国土交通事務次官) (ただし、交付金の要素事業は、改定前の実施要領に準ずる。)(1)	
	事業採択後5年以上経過後、未着工の事業	事業採択後5年目の年度末まで	事業採択後未着手で5年を経過した事業	5年経過後	事業採択後未着手で5年を経過した事業	5年経過後	事業採択(事業費の予算化)後5年間未着工(用地手続き、工事未着手)の事業	事業採択後5年目の年度末まで
長期継続	事業採択後10年を経過した事業	事業採択後10年目の年度末まで	事業採択後10年を経過した事業	10年経過後	事業採択後10年を経過した事業	10年経過後	事業採択後、5年間(交付金の要素事業については10年間)を経過した時点で継続中の事業。なお、交付金の要素事業については、5年間経過した時点で再評価の必要性の判断(1)	事業採択後5(10)年目の年度末まで(2)
							交付金の要素事業については、予定事業実施期間が5年以内の事業が大幅に工期が延びる見込みの事業(1)	事業採択後5年目の年度末まで
準備・計画							準備・計画段階で5年間が経過している以下の事業 着工準備費が予算化された地域高規格道路、連続立体交差事業等 実施計画調査費を予算化したダム事業	予算化後5年目の年度末まで
再評価後	原則として5年ごとに実施。	再評価実施後5年目の年度末まで	再評価実施後5年を経過した事業	5年経過後	再評価実施後5年を経過した事業	5年経過後	再評価実施後5年間(交付金の要素事業となる下水道事業は10年間)経過した事業	再評価実施後5(10)年目の年度末まで
その他	漁業情勢の急激な変化等により見直しの生じた事業	適宜	社会経済情勢の急激な変化等により見直しの必要が生じた事業	適宜	社会経済情勢の急激な変化等により見直しの必要が生じた事業	適宜	社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業	適宜
	当該年度に完了する事業は再評価対象外		当該年度に完了する事業は再評価対象外		当該年度に完了する事業は再評価対象外		当該年度に完了する事業は再評価対象外	

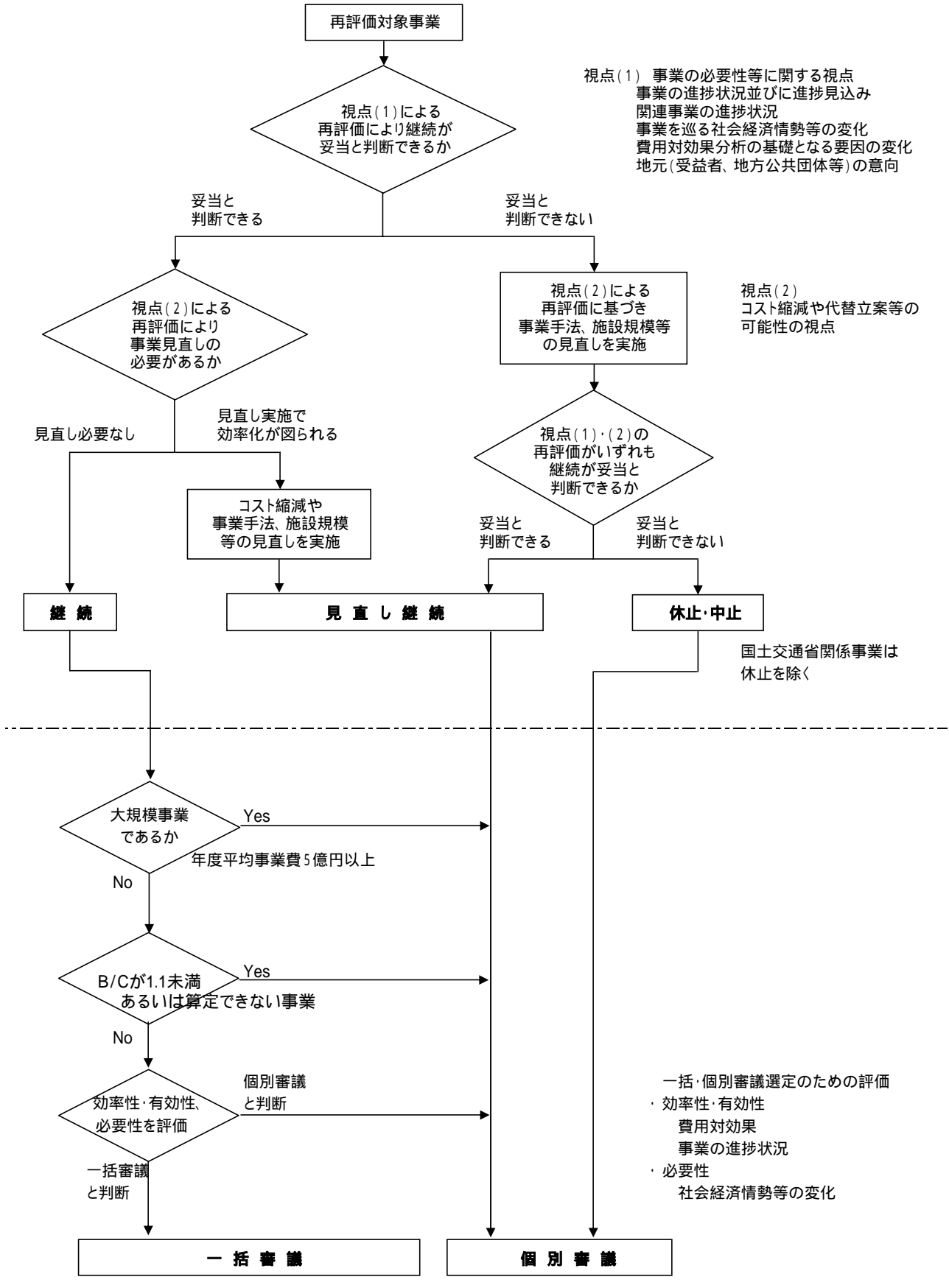
1 交付金とは、社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金をいう。

2 平成22年度に、事業採択後10年間が経過して継続中の事業については、平成22年度末までに再評価を実施し、平成22年度に事業採択後5～9年間が経過して継続中の事業については、平成23年度末までに再評価を実施することができるものとする。(ただし、交付金の要素事業を除く。)

<別記2>

「対応方針(原案)決定」と「一括・個別審議選定」

<対応方針(原案)の決定>



< 別記 3 >

国土交通省所管公共事業の事後評価対象事業

1 対象とする事業の範囲

対象とする事業は、国土交通省が所管する補助事業（社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金の要素事業を含む。）のうち、維持・管理・修繕、災害復旧、河川工作物関連応急対策に係る事業を除く全ての事業とする。

2 実施する事業

事後評価を実施する事業は、事業継続中に再評価を実施した事業のうち、以下の事業とする。

全体事業費が 10 億円以上で、事業完了後 5 年が経過した事業のうち、事後評価を一度も実施していない事業

事業の実施主体が事後評価を実施する必要があると判断した事業

事業種別と事業完了の定義

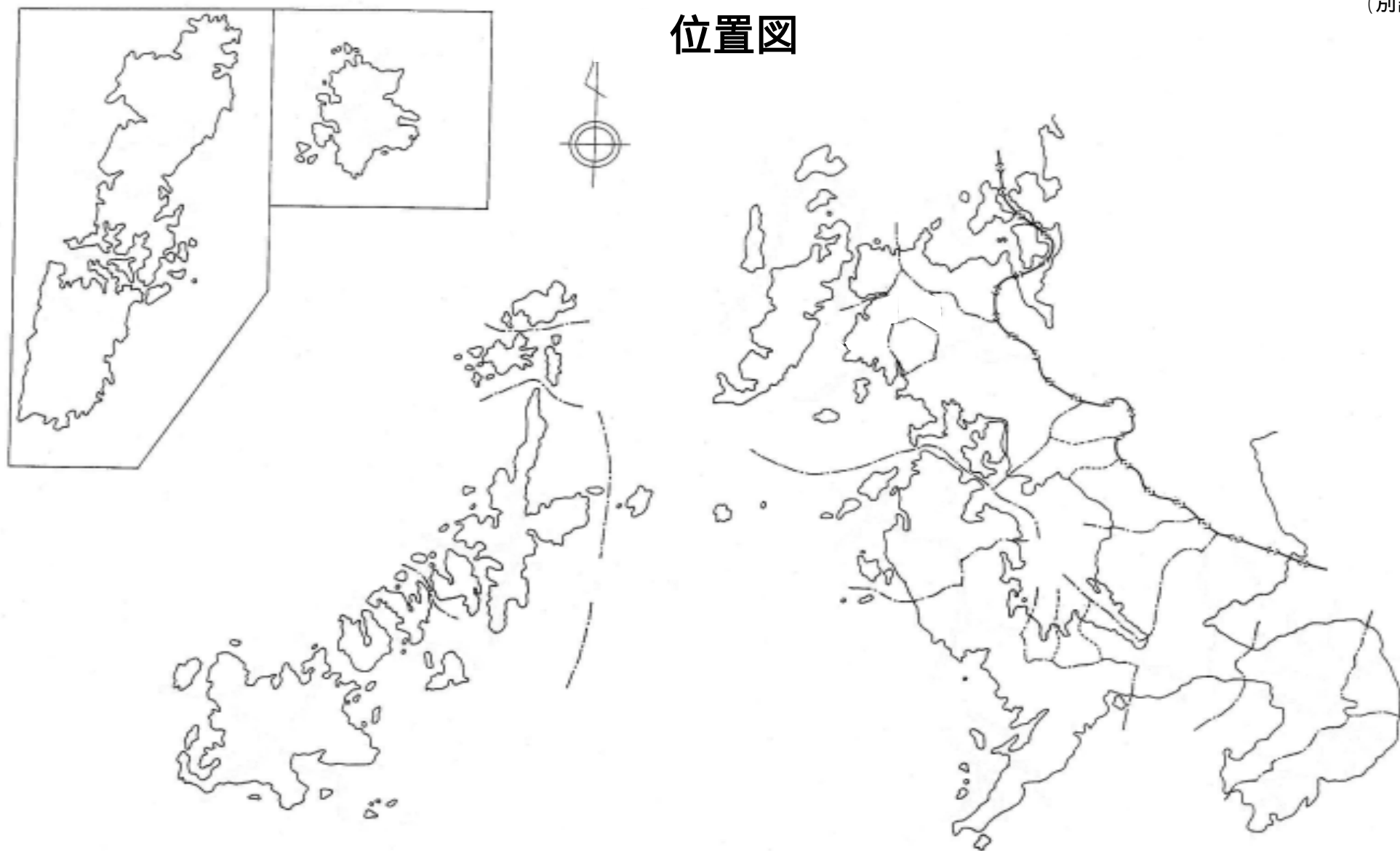
事業種別	事業完了の定義
都市公園等事業	原則として計画区域全域において、都市公園法第 2 条の 2 に基づく供用開始の公告が行われた時点
河川事業	原則として一連の整備効果を発現する区間の整備が完了した時点
ダム事業	原則として建設事業が完了した時点
砂防事業等 (地すべり、急傾斜地崩壊対策を含む)	砂防事業：全体計画又は一定計画策定の単位で整備が完了した時点 地すべり、急傾斜地崩壊対策事業：区域における一連の対策事業が終了した時点
海岸事業	背後を海岸災害から防護する一連の海岸について整備が完了した時点
道路事業	原則として事業採択を行った区間又は箇所が全線供用を開始した時点
街路事業	原則として事業採択を行った区間又は箇所が全線供用を開始した時点
公営住宅等整備事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
住宅市街地等整備事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
港湾整備事業	原則として事業採択を行ったプロジェクトの整備が全て完了し供用を開始した時点
空港整備事業	原則として事業採択を行った箇所が全て供用を開始した時点

平成 年度 再評価対象事業数一覧

平成 年 月作成

担当部	担当課	対象事業数	県事業	市町村事業	備考
水産部		0	0	0	
	漁港漁場課	0			
農林部		0	0	0	
	農村整備課	0			
	森林整備室	0			
環境部		0	0	0	
	水環境対策課	0			
土木部		0	0	0	
	都市計画課	0			
	道路建設課	0			
	道路維持課	0			
	港湾課	0			
	河川課	0			
	砂防課	0			
	住宅課	0			
合計		0	0	0	

位置図



平成〇年度 事後評価対象事業一覧表

平成〇年〇月〇日作成

整理番号	事業計画					該当基準	事後評価の評価項目	
	事業名／施設名	事業箇所	事業概要	工期				事業費 (億円)
				着工	完了			
〇〇-1	〇〇〇〇事業／ 〇〇〇〇	〇〇市	〇〇m 〇〇 〇〇m	HO	HO	〇億円	費用対効果の選定の基礎となった要因の変化	
							事業の効果の発現状況	
							再評価実施 全体事業費 10億円以上 事業完了後 5年	
							事業実施による環境の変化	
							社会経済情勢の変化	
							対応方針(原案)	
							当該事業に係わる対応方針 (今後の事後評価の必要性、改善措置の必要性)	同種事業に係わる対応方針 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性)
〇〇-2	〇〇〇〇事業／ 〇〇〇〇	〇〇市	〇〇m 〇〇 〇〇m	HO	HO	〇億円	費用対効果の選定の基礎となった要因の変化	
							事業の効果の発現状況	
							再評価実施 全体事業費 10億円以上 事業完了後 5年	
							事業実施による環境の変化	
							社会経済情勢の変化	
							対応方針(原案)	
							当該事業に係わる対応方針 (今後の事後評価の必要性、改善措置の必要性)	同種事業に係わる対応方針 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性)

< 別記 8 >

建企 第 号
平成 年 月 日

長崎県公共事業評価監視委員会
委員長 様

長崎県知事

平成 年度長崎県公共事業評価監視委員会への
意見諮問について

このことについて、平成 年度再評価・事後評価対象事業について対応方針（原案）を作成いたしましたので、長崎県公共事業評価監視委員会運営要領第3の4の規定に基づき、関係資料を添えて、委員会の意見を求めます。

記

1 添付資料

平成 年度再評価対象事業数一覧（別記4）
平成 年度再評価対象事業位置図（別記5）
平成 年度再評価対象事業一覧表（別記6）
平成 年度事後評価対象事業位置図（別記5）
平成 年度事後評価対象事業一覧表（別記7）

< 別記 1 0 >

建企 第 号
平成 年 月 日

長崎県公共事業評価監視委員会
委員各位

長崎県土木部 建設企画課長

平成 年度長崎県公共事業評価監視委員会における
審議対象予定事業の報告について

このことについて、次年度に再評価・事後評価を実施する予定の事業を、長崎県公共事業評価監視委員会運営要領第3の7の規定に基づき、別添のとおり報告いたします。

なお、第1回委員会は 月 旬頃の開催を予定いたしておりますので、宜しくお願いいたします。

記

1 添付資料

- 平成 年度再評価対象予定事業数一覧（別記4）
- 平成 年度再評価対象予定事業位置図（別記5）
- 平成 年度再評価対象予定事業一覧表（別記11）
- 平成 年度事後評価対象予定事業位置図（別記5）
- 平成 年度事後評価対象予定事業一覧表（別記12）

平成 年度 事後評価対象予定事業一覧表

平成 年 月 日

H 評価	整理 番号	事業名	施設名	事業箇所	事業概要	該当基準	事業期間		事業費 (億円)	再評価 年度	前回事後 評価年度
							着工	完了			
	- 1	事業		市	m	事業完了後5年	S	H		H	-
	- 2	事業		市	m	自然災害の発生、 社会経済情勢の変化等	S	H		H	-
	- 3	事業		市	m	再事後評価	S	H		H	H

< 別記 1 3 >

平成 年 月 日

長崎県知事 様

長崎県公共事業評価監視委員会
委員長

平成 年度長崎県公共事業評価監視委員会の意見について

平成 年 月 日付 建企第 号で諮問のあった下記事項については、長崎県公共事業評価監視委員会での審議の結果、別添意見書のとおり答申いたします。

記

1 諮問事項

平成 年度再評価・事後評価対象事業の対応方針（原案）について

< 別記 1 4 >

建企 第 号
平成 年 月 日

長崎県公共事業評価監視委員会
委員各位

長崎県知事

平成 年度再評価・事後評価対象事業の対応方針の決定について

委員各位におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
さて、平成 年度長崎県公共事業評価監視委員会の審議結果並びに意見を踏まえ、各事業の対応方針を決定いたしましたので、長崎県公共事業評価監視委員会運営要領第5の2の規定に基づき、別添のとおり報告いたします。

記

1 添付資料

平成 年度再評価対象事業の対応方針一覧表（別記15）
平成 年度事後評価対象事業の対応方針一覧表（別記16）

<別記 17>

長崎県公共事業評価監視委員会の意見に対する改善措置状況等の報告書

平成 年 月 日提出

整理番号	事業名称	担当課	委員会の意見等	改善措置及び対応方針等

< 別記 18 >

平成 年 月 日
第 号

長崎県知事 様

長崎県公共事業評価監視委員会への審議依頼について

本市（町）が実施しております下記事業の再評価結果に基づく対応方針の決定において、第三者の意見を求める必要がありますので、長崎県公共事業評価監視委員会運営要領第6の1の規定に基づき、平成 年度の審議対象事業として、関係資料を添えて審議を依頼いたします。

記

1 審議対象事業

事業

2 添付資料

- (1) 平成 年度再評価対象事業位置図（別記5）
- (2) 平成 年度再評価対象事業一覧表（別記6）
- (3) 再評価に係る個表資料
- (4) その他参考資料

< 別記 1 9 >

平成 年 月 日
第 号

長崎県知事 様

平成 年度長崎県公共事業評価監視委員会への
審議対象予定事業の報告について

本市（町）が実施しております下記事業について、次年度に事業の再評価を実施する必要がありますので、長崎県公共事業評価監視委員会運営要領第6の1の規定に基づき、関係資料を添えて報告いたします。

記

1 審議対象予定事業

事業

2 添付資料

平成 年度再評価対象予定事業一覧表（別記 1 1）

< 別記 2 0 >

平成 年 月 日
第 号

長崎県知事 様

平成 年度再評価対象事業の対応方針の決定について

平成 年 月 日付 第 号の依頼により、長崎県公共事業評価監視委員会での審議をお願いしておりました下記事業について、審議結果並びに意見を踏まえ、対応方針を決定いたしましたので、長崎県公共事業評価監視委員会運営要領第 6 の 2 の規定に基づき、別添のとおり報告いたします。

記

1 再評価対象事業

事業

2 添付資料

平成 年度再評価対象事業の対応方針一覧表（別記 1 5）

< 別記 2 1 >

建企 第 号
平成 年 月 日

長崎県公共事業評価監視委員会
委員長 様

長崎県知事

平成 年度第 回長崎県公共事業評価監視委員会の
開催依頼について

このことについて、平成 年度第 回長崎県公共事業評価監視委員会を下記のとおり開催したいので、長崎県公共事業評価監視委員会運営要領第 8 の 1 の規定に基づき、委員会の招集をお願いいたします。

記

1 日 時 平成 年 月 日 時 ~ 時

2 場 所

< 別記 2 2 >

平成 年 月 日

長崎県公共事業評価監視委員会
委員各位

長崎県公共事業評価監視委員会
委員長

平成 年度第 回長崎県公共事業評価監視委員会の
開催について

平成 年度第 回長崎県公共事業評価監視委員会について、平成 年
月 日付 建企第 号にて、長崎県知事より開催要請が参っておりますので、長崎県公共事業評価監視委員会運営要領第 8 の 1 の規定に基づき、下記のとおり委員会を招集いたします。

記

1 日 時 平成 年 月 日 時 ~ 時

2 場 所

< 別記 2 3 >

建企 第 号
平成 年 月 日

長崎県公共事業評価監視委員会
委員各位

長崎県知事

平成 年度第 1 回長崎県公共事業評価監視委員会の
開催について

このことについて、平成 年度第 1 回長崎県公共事業評価監視委員会を下記のとおり開催したいので、長崎県公共事業評価監視委員会運営要領第 8 の 1 の規定に基づき、委員会を招集いたします。

記

1 日 時 平成 年 月 日 時 ~ 時

2 場 所